

令和 7 年 12 月 17 日

昇降機定期検査報告会社 ご担当各位

一般社団法人
北関東ブロック昇降機等検査協議会
事務局

【法改正】建築基準法の規制対象とする昇降機範囲の見直し（簡易リフトの規制）の お知らせと周知のお願い

拝啓 貴社ますますご清栄のことと心よりお喜び申しあげます。

また、平素より昇降機の定期検査報告業務に関し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 7 年 11 月 1 日「建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 310 号）」が施行されました。これにより、労働安全衛生法で規制を受ける簡易リフトが建築基準法におけるエレベーターや小荷物専用昇降機に係る規制の対象外となりましたのでお知らせします。

簡易リフト設置に関わる社内外の関係先、並びに所有者・管理者への周知をお願い致します。

敬具

記

1. 建築基準法の規制対象とする昇降機範囲の見直し（簡易リフトの規制）

「建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 310 号）」が令和 7 年 9 月 3 日に公布、令和 7 年 11 月 1 日に施行されました。

本改正において、昇降機関連では、建築基準法の規制対象とする昇降機範囲（令第 129 条の 3 関係）が見直され、令和 7 年 11 月 1 日以降、労働安全衛生法施行令上の簡易リフトに該当するエレベーターや小荷物専用昇降機は建築基準法上の適用対象外となりました。

〔 簡易リフトが建築基準法上の適用対象外となった背景 〕

建築基準法においては人が乗降することを念頭に置き安全基準が整備されており、労働安全衛生法が規制している事業場の荷のみの搬送を目的とする簡易リフトには過剰な規制となっていたため。

2. 定期検査報告への影響

令和 7 年 11 月 1 日以降、労働安全衛生法施行令上の簡易リフトに当たるエレベーターや小荷物専用昇降機は定期検査報告が不要となります。

3. 簡易リフトの定義、令和 7 年 11 月 1 日以降の取扱い

簡易リフトの定義・令和 7 年 11 月 1 日以降の取扱いについては、以下に詳しく記載されております。関係先等への周知にもご活用ください。

● (一財) 日本建築設備・昇降機センター

- 11 月 21 日公開のウェブマガジン「建築基準法における簡易リフトの規制の合理化について」
<https://www.beec.or.jp/webmagazine/detail/80/>

● 国土交通省

- 建築基準法施行令の一部を改正する政令等の施行について（技術的助言）[国住指第 322 号]
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001967213.pdf>

- 国土交通省作成「簡易リフトの取扱いに関するリーフレット」

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001971566.pdf>

以上